

平 監 第 58 号
令和7年2月21日

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 小田桐 正 和

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告をします。

記

第1 監査の概要

1 監査の目的

市が補助金を交付している次の者について、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、所管課では適正な交付事務を行っているのか等について監査した。

2 監査の対象

団 体 名	所 管 課
平川市鳥獣被害防止対策協議会	経済部農林課

3 監査実施日及び監査実施場所

実 施 日	実 施 場 所
令和7年2月6日	監査委員事務局

4 監査の範囲

令和5年度に交付された鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付事務の執行を対象とした。

団 体 名	監 査 対 象 事 業
平川市鳥獣被害防止対策協議会	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金

5 監査の着眼点

財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、次の観点について団体及び所管課を監査した。

区 分	着 眼 点
平川市鳥獣被害防止対策協議会	・ 交付申請に係る添付書類は適時、適正に行われているか。 ・ 実績報告、請求は適時、適切に行われているか。 ・ 領収書等の証拠書類により支出の実態を把握しているか。 ・ 活動日報等により活動内容を記録しているか。
所 管 課	・ 補助金交付に係る要綱は、整備されているか。 ・ 交付目的及び補助金対象事業の内容は明確か。 ・ 補助金の額の算定、交付手続、交付時期等は適切か。

6 監査の方法

- (1) 補助金交付申請書、補助金実績報告書、補助金請求書、支出伝票の監査
- (2) 所管課からの聴取調査

第2 監査の結果

1 補助事業の内容

令和5年度

事業目的	鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画に基づく被害防止対策の総合的かつ計画的な実施を図るため。
事業内容	平川市鳥獣被害対策実施隊（隊長：農林課長）による有害鳥獣捕獲等の活動について以下の支援を行った。 ・ 捕獲活動に対する報酬の支払い ・ 負担軽減を図るため軽量の捕獲用罟の整備 ・ 実施隊加入促進事業による人材育成 ・ ICT（情報通信技術）を用いた機材の使用及び購入
補助金額	4, 0 8 3, 1 5 9 円

事業成果	実施隊の捕獲活動を支援することにより、農作物被害の軽減に寄与できたと考える。 (令和5年度捕獲実績：クマ 55 頭、カラス 11 羽、イノシシ 2 頭)
------	--

2 監査結果

補助金の交付目的及び交付事務等に関する一連の事務処理について、申請書類等を検査した結果、計数に誤りはなく、対象費用の算定も適正で問題はなかった。

鳥獣被害を防止するための計画に基づき被害防止対策を総合的かつ計画的に実施することを目的としている中で、特にクマについては、令和5年度における捕獲実績は55頭であり、直近3か年を大幅に上回っている。これはクマの出没件数が例年を大きく上回ったとのことであるが、実施隊の活動による効果が目に見えて現れているものと思われる。

また、協議会の構成の中核をなす3猟友会においては、会員の高齢化及び後継者不足がいわれる中であって、それぞれ数名の会員加入があったとのことであり技術や知識が伝承され、鳥獣被害防止のため捕獲等の活動が継続されることを期待するものである。